

# 農業経営支援資金（災害資金）の概要

知事が指定した天災により被災した農業者等に対し、営農の維持に必要な資金を融通するため、市町および県が農業協同組合に利子補給措置を講ずることにより低利の資金を融資します。

## 1. 借入対象者

下記の要件を満たし、農業協同組合の長または市町長の被災証明のあるもの

- ① 減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上となった農業者等
- ② 自然災害により農業用施設等に被害を受けた農業者等

## 2. 借入条件

### (1) 資金の用途

- ・ 上記要件①を満たす場合  
農産物の生産に必要な種苗、肥料、農薬等の資材購入費等
- ・ 上記要件②を満たす場合  
農業用施設等の購入、設置、修繕または撤去に必要な資金

(2) 借入限度額：500万円（損失額の範囲内）

(3) 借入金利：最新の金利は農業制度資金のご案内をご覧ください。

(4) 償還期限：5年以内（うち据置期間1年以内）

## 3. 取扱融資機関

農業協同組合

## 4. 問い合わせ先

- 最寄りの農業協同組合
- 福井県農林水産部園芸振興課（TEL：0776-20-0427）
- 福井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-21-8207）
- 坂井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-81-3222）
- 奥越農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0779-65-1282）
- 丹南農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0778-23-4534）
- 嶺南振興局二州農林部（TEL：0770-22-5027）
- 嶺南振興局農業経営支援部（TEL：0770-56-2221）